

<お知らせ情報（C情報）に至らないごく軽度な機器故障>（月報）
 （機器の故障に起因する不適合事項（軽微なもの））
 平成 25 年 4 月分（5 月 31 日現在）

No.	発生日	設 備	概 要	処置状況	発生場所
1	H25.4.8	波浪観測装置 （発電所に船舶が入出港する場合等に海象状況を把握するための装置）	波浪観測装置において、観測データが表示されていないことを確認した。 <u>原因調査の結果、荒天時の高波浪により海底に設置してあるデータ伝送用のケーブルに大きな張力が加わったことによる断線およびケーブルの経年劣化による導通不良により、データの伝送不良が発生したため、観測データが表示されなかったものと推定した。</u> <u>当該設備はプラントに影響を与えないことおよび発電所近傍の波浪データ等を外部より入手可能であることから使用しないこととした。</u>	処置済み	事務本館他
2	H25.4.16	放水口モニタ設備 （発電所で使用した海水の放射能を測定する設備）	環境モニタ計算機 ^注 において、放水口モニタデータの受信異常を示す警報が発生し、放水口モニタデータの伝送が停止していることを確認した。 このため、放水口モニタ設備を確認したところ、当該設備の時刻補正の機能が停止し時刻ずれが発生したことにより、環境モニタ計算機にてデータを受信できない状態となっていたため、当該設備を再起動し復旧した。 原因調査の結果、当該設備の時刻補正の機能が停止した原因は特定できなかったが、当該設備のプログラムを改造することで時刻補正機能の停止による伝送の停止を防止できることから当該プログラムの改造を実施した。	処置済み	屋外

3	H25.4.23	<p>建屋内排水設備 (建屋内の各設備等から発生した排水を処理する設備へ導くための設備)</p>	<p>建屋内排水設備のうち、原子炉建屋1階にあるドレン受皿から、空気の流出とともに微量の水が飛散していることを確認した。 このため、当該ドレン受皿を確認したところ、ドレン受皿内の水が不足していたため、当該ドレン受皿に水を補給して水封し復旧した。 飛散した水を分析した結果、放射性物質は検出されなかった。 原因調査の結果、ドレン受皿内の水封の水が不足している状態で当該ドレン受皿が設置されている部屋の扉開閉等を行うことにより、部屋の気圧変動が生じ、飛散したものと推定した。 このため、当該ドレン受皿内の水の補給頻度を見直し、水封の水量を確保するよう工事仕様書に反映した。</p>	処置済み	原子炉 建屋
---	----------	---	--	------	-----------

注：発電所構内外の空間放射線量，気象の測定データ等を収集し，伝送，表示する設備。

・「不適合」とは，要求事項を満たしていない状態をいいます。

処置状況欄記載の「対応中」，「補修済み・取替済み・復旧済み」，「処置済み」については，以下の状況をいいます。

- ・対応中：要求事項を満足する状態に復旧中です。
- ・補修済み・取替済み・復旧済み：要求事項を満足する状態に復旧済みです。
今後，原因調査，対策等を講じます。
- ・処置済み：要求事項を満足する状態に復旧し，原因調査，対策等を実施済みです。
なお，今後，水平展開について検討・対応します。

・今月の更新箇所は下線で示しています。